

宗像市バイオマス堆肥化施設  
立地事業者公募要項

宗像市

## 目 次

1	事業の目的	1
2	公募の趣旨	1
3	公募施設等の概要	1
4	公募のスケジュール	1
5	応募手続き等	2
6	事業実施に関する条件	4
7	補助金等について	7
8	事業の継続が困難になった場合等の措置	7
9	立地事業者の選定	7
10	立地事業者選定後の手続き等	9
11	その他	9
	資料	10～15

## 1 事業の目的

本事業は、宗像市内で発生し、利用されずに処分されているバイオマス資源を原料に堆肥を製造し、この堆肥を流通・販売することにより循環型社会の構築を目指すものです。

## 2 公募の趣旨

宗像市内に賦存するバイオマス資源を有効利用して、堆肥を製造する施設の建設・運営を行う事業者（以下「立地事業者」という。）を募集します。

## 3 公募施設等の概要

### (1) 事業実施場所

宗像市江口字千疋 105 番 3、105 番 4、105 番 5、105 番 8、105 番 24、105 番 26、105 番 28 及び宗像市池浦字鐘崎道 606 番 4 並びに 606 番 7（資料 1、2 参照）

### (2) 事業の仕組み

#### 事業方式

立地事業者は、用地を宗像市から無償で借用し、バイオマス堆肥化施設を建設・運営するものとします。

#### 事業期間

事業期間は、原則として事業開始から 15 年間とします。

6 ページ「(8) 事業用地の使用貸借について 使用期間」、6 ページ「(13) 事業の継続等について」を参照

### (3) 公募施設

公募施設	バイオマス堆肥化施設	計量施設（トラックスケール）
施設概要	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第 8 条に定める一般廃棄物処理施設及び同法第 15 条に定める産業廃棄物処理施設	バイオマス堆肥化施設に搬入する資源等を計測する付帯施設
施設規模	年間 6,220 t（予定）のバイオマス資源を処理できる施設規模（資料 3 参照）	

## 4 公募のスケジュール

公募要項の公表	平成 29 年 10 月 10 日
事業説明会参加申込書の提出期限	平成 29 年 10 月 17 日
事業説明会	平成 29 年 10 月 19 日
質問書の受付期間	平成 29 年 10 月 10 日～平成 29 年 10 月 27 日
回答書の提示	平成 29 年 11 月 24 日までに提示
応募書類の提出締切	平成 30 年 1 月 26 日

選定委員会による審査	平成 30 年 2 月 ~
立地事業者の決定	平成 30 年 5 月 (予定)
基本協定の締結	平成 30 年 7 月 (予定)

## 5 応募手続き等

### (1) 応募事業者の資格

本公募に応募する事業者(以下「応募事業者」という。)は、次の要件を全て満たす事業者とします。

自ら事業を行える法人、または法人で構成する連合体であること。

事業を確実に実施できる経営力及び技術力を有するものであること。

応募事業者、応募事業者の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれに準ずる者をいい、相談役、顧問、その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者と同等の支配力を有すると認められる者を含む。以下「役員」という。)は、廃棄物処理法第7条第5項第4号で定める欠格事項のいずれにも該当しないこと。

応募事業者、応募事業者の役員は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと、また、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者でないこと。

法人税、消費税及び地方消費税及び市町村税を滞納していないこと。

### (2) 応募書類の提出方法

応募事業者は、下記応募書類一覧に示す書類を以下の要領で提出してください。

書類提出は、持参によるものとし、これ以外(郵送や電送など)によるものは認められません。なお、提出された書類の返却はできません。

提出期間 平成 29 年 10 月 10 日から平成 30 年 1 月 26 日まで(土・日、祝日を除く)

受付時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

提出先 宗像市市民協働環境部環境課資源廃棄物係

住所 宗像市東郷一丁目 1 番 1 号

電話 0940-36-1421

提出物 応募書類(下記「応募書類一覧」参照)は、A4サイズのフラットファイル等に綴じて提出してください。

#### 【応募書類一覧】

番	提出書類	部数	備考
1	参加申込書	1 部	様式 1
2	会社等概要書	8 部	様式 2 及びパンフレット等
3	履歴事項全部証明書	1 部	平成 29 年 10 月 10 日以降に発行されたもの

4	収支決算書	1部	直近のもの
5	市町村市税を滞納していないことの証明書	1部	平成29年10月10日以降に発行されたもの
6	消費税及び地方消費税納税証明書	1部	平成29年10月10日以降に発行されたもの
7	誓約書	1部	様式3
8	事業収支計画書	8部	様式自由
9	資金調達計画書	8部	様式自由
10	施設計画書、処理フロー図	8部	様式自由。 ただし、「7立地事業者の選定(2)審査項目」に記載の審査事項に留意すること。
11	建築設計概略図書(配置図、平面図、立面図、構造図、排水系統図、カラーパース等)	8部	様式自由。A3版。 ただし、「7立地事業者の選定(2)審査項目」に記載の審査事項に留意すること。
12	その他参考書類	8部	施設カタログ等

### (3) 応募に際しての留意事項

応募書類の作成や応募書類提出に要する経費等は全て応募事業者の負担となります。

応募締め切り後の応募事業者の都合による応募書類の修正・追加は認められません。ただし、宗像市からの指示により書類を追加・修正する場合は除きます。

応募書類については、当該公募の実施に必要な限りにおいて、宗像市が無償で使用できるものとします。

応募書類については、法令または条例に基づき公開する場合があります。(宗像市情報公開条例で定める非公開情報に係る部分を除く。)

応募書類の内容に不備がある場合、応募書類を受理することはできません。

### (4) 応募の辞退

応募事業者が立地事業者を決定する前に応募を辞退しようとするときは、書面により辞退の旨を届けるものとします。

なお、立地事業者決定後の辞退は認められません。正当な理由なく辞退した場合は、違約金が発生しますのでご承知ください。7ページ「(3)立地事業者の債務不履行」を参照

### (5) 応募事業者の失格

応募事業者が次のいずれかの事項に該当する場合は、失格とします。

応募書類に虚偽の記載があったとき

信義に反する行為又は審査の公平性に影響を与える行為があったとき

#### (6) 公募に関する質問

本公募についての質問（応募に必要な事項に限る。）は、質問書（様式4）により、宗像市に説明を求めることができます。なお、質問書の提出はEメールによるものとし、郵送や電話等での質問は受けられません。

提出期限 平成 29 年 10 月 27 日午後 5 時まで  
提出先 宗像市市民協働環境部環境課資源廃棄物係  
Eメール kankyoku@city.munakata.fukuoka.jp

#### 質問に対する回答

質問書に対する回答を平成 29 年 11 月 24 日までに宗像市公式ホームページにおいて公表します。なお、電話及び口頭等での個別対応はいたしません。

#### その他

本公募に参加しようとする応募事業者は、質問書を必ず提出してください。質問がない場合は、「質疑なし」と記載のうえ提出してください。

#### (7) 公募に関する事前説明会

本公募の内容に関して、事前説明会を下記のとおり実施します。説明会への参加を希望する応募事業者は下記要領で参加の申込みをしてください。

開催日 平成 29 年 10 月 19 日午前 11 時から（1 時間程度）

会場 宗像市役所北館 2 階 202 会議室

#### 参加申込方法

事前説明会参加申込書（様式 5）を平成 29 年 10 月 17 日午後 5 時までに Eメール で提出してください。メールアドレスは 4 ページ「(6) 公募に関する質問 提出先」と同じ

### 6 事業実施に関する条件

本事業の実施に関して、下記の条件を満たすこととします。

#### (1) 処理方式

バイオマス資源の堆肥化処理における初期発酵は、密閉型発酵装置で行うこととします。

#### (2) 全体計画

施設の設計、建設、運営にあたっては、環境基本法、廃棄物処理法、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法、肥料取締法、都市計画法、建築基準法、景観法、工場立地法等の各種関係法令を遵守すること。

宗像市景観計画及び宗像市景観条例に基づく施設整備とし、周辺の環境との調和に配慮したデザインとすること。また、施設の基本設計及び実施設計を行う際に、宗像市景観条例第 54 条に定める景観アドバイザーとの協議を行い、設計に反映すること。

搬入車両が集中した場合でも車両の通行に支障のない動線計画を立案すること。

バイオマス堆肥化施設は、防じん、防音、防振、防臭及び防爆対策を十分にを行い、処理工程において騒音や臭気等が発生する場合、その工程で使用する設備は全て建屋内に収

納すること。また、すべての設備は、合理的かつ簡素化した中で機能が発揮でき、巡視点検がスムーズに行える配置とすること。

バイオマス堆肥化施設を建設、運営する際は、周辺住民への排ガス、騒音、振動、悪臭、汚水等の公害防止に十分配慮を行うこと。（敷地周辺には民家や事業所が存在するため、生活環境及び事業活動に影響を与えることのないよう十分留意することとし、仮に紛争となった場合には立地事業者の責任において解決を図るものとする。）

バイオマス堆肥化施設の稼働に必要な廃棄物処理法等の関係法令に基づく許可取得等の手続きは、立地事業者の責任で行うこと。

### （３）建設予定地概要

所在地：宗像市江口字千足 105 番 3、105 番 4、105 番 5、105 番 8、105 番 24、105 番 26、105 番 28 及び宗像市池浦字鐘崎道 606 番 4 並びに 606 番 7  
（資料 1、2 参照）

地積：17,159 m<sup>2</sup>

区域区分：市街化調整区域

用途地域：無指定

建ぺい率：60%

容積率：200%

その他：地区計画あり

バイオマス堆肥化施設は建築基準法第 51 条に定める廃棄物処理施設に該当するため、同法同条の許可が必要となる。

### （４）用地の整備について

用地の整備については、原則として立地事業者が行うものとします。ただし、用地の整備にかかる費用の一部については、宗像市が負担します。（用地の整備方法及び費用負担等の詳細については、立地事業者決定に協議予定）

### （５）上水道について

現在は上水道の給水区域外です。平成 31 年 4 月を目途に給水区域となるよう宗像市が手続きを行います。

### （６）下水道について

施設から発生する各種の汚水は、必ず公共下水道に放流するものとします。なお、事業用地の敷地外から公共下水道へつなぎ込むための設備は宗像市が整備します。

### （７）敷地内の施設整備等について

敷地内における上水道、下水道、電気、ガス等については、立地事業者の責任で整備するものとします。

( 8 ) 事業用地の使用貸借について

貸料

なし

使用面積

事業用地の使用は、敷地全体 ( 17,159 m<sup>2</sup> ) の一括使用を原則とします。

使用期間

施設の稼働に必要な手続きを開始する日から、施設の運営を開始した後 15 年が経過する日までの事業用地の使用について、宗像市と立地事業者は土地使用貸借契約を締結します。契約期間満了後は、原則として、使用期間の延長は行わないものとします。立地事業者は、自らの責任と費用負担において速やかに施設を解体、撤去し、原状回復の上、宗像市に事業用地を返還するものとします。

事業用地の管理

土地使用貸借契約の締結後は、立地事業者が事業用地の管理を行うものとします。なお、部分的な敷地を使用する場合においても、敷地全体 ( 17,159 m<sup>2</sup> ) の管理を行うものとします。( 管理内容については、立地事業者決定後に協議予定 )

( 9 ) 生活環境影響調査

福岡県産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例に基づき立地事業者が実施するものとします。なお、同調査にかかる経費は、立地事業者が負担します。

( 10 ) 公害防止措置について

公害関係法令及びその他の法令に適合し、これらを遵守し得る構造・設備を設置するものとします。大気、水質、土壌、騒音、振動、悪臭等の公害防止措置については、法令の規制値を遵守するとともに、これをさらに下回るよう努めるものとします。

( 11 ) 地元雇用等への配慮

施設の運営、管理にあたっては、地元住民の雇用及び地元企業等の活用に配慮するものとします。

( 12 ) 施設の所有と管理等

バイオマス堆肥化施設は、立地事業者が所有するものとし、これを適切に管理するものとします。

( 13 ) 事業の継続等について

事業期間は、3の( 2 )の に定める期間をもって終了します。ただし、立地事業者が事業期間終了後も事業の継続や施設の活用を希望する場合は、その内容を事業計画書等にまとめ、宗像市に提出するものとします。宗像市は当該事業計画を審議し、事業の継続等の可否について決定します。

## 7 補助金等について

宗像市が立地事業者に対して、施設の建設・運営等にかかる経費を支援する制度はありません。国・県が立地事業者に対して支援する補助事業等で当該事業に活用できるものがあれば、その活用は認めます。ただし、補助事業の申請等にかかる手続きは立地事業者自らが行うものとしします。

## 8 事業の継続が困難になった場合等の措置

### (1) 制度・法令変更等

関係法令、許認可等の重大な「制度・法令変更」、大規模災害等の「不可抗力」などにより、宗像市が事業の継続が困難であると認める場合には、立地事業者自らの責任と費用負担において速やかに施設を解体、撤去し、原状回復の上、宗像市に事業用地を返還するものとしします。

### (2) 計画の変更・遅延・撤回

立地事業者が施設建設前に実施する周辺住民との協議において、「住民合意」の形成が困難な状況になったこと等により、計画の変更・遅延・撤回が生じる場合、宗像市と立地事業者は必要な協議を行うものとしします。なお、いかなる場合においても、宗像市は立地事業者に対し補償を行うものではありません。

### (3) 立地事業者の債務不履行

宗像市は、立地事業者について次の から の事由が発生した場合、土地使用貸借契約を解除できるものとしします。その場合、立地事業者は速やかに施設を解体、撤去し、原状回復の上、宗像市に事業用地を返還するものとし、併せて宗像市に生じる損害を賠償するものとしします。なお、正式な賠償額については、事例ごとに別途、宗像市が算出します。

正当な理由なく、工事に着工しないとき

周辺住民の生活環境へ悪影響を及ぼし、原因施設の改修等を行った場合でも、周辺住民の生活環境への影響について改善の見込みがないことにより事業の継続が困難だと宗像市が認めるとき（悪臭発生等により、周辺住民の生活環境を著しく損なう場合等が該当します。）

法令の規定を遵守しないことにより事業の継続が困難だと宗像市が認めるとき

宗像市から借り受けた事業用地を宗像市の承諾なく目的外に利用した場合や、第三者に転貸した場合

前各号に掲げる場合のほか、公募要項、協定、契約等に定める事業条件等に違反し、事業の目的を達成する見込みがないと認められるとき

破産、会社更生、民事再生、会社整理又は特別清算の手続きの開始を求める申し立てがなされた場合

## 9 立地事業者の選定

### (1) 選定方法

立地事業者を選定するために、宗像市職員及び有識者で構成された「宗像市バイオマス堆肥化施設立地事業者選定委員会」(以下「選定委員会」という。)を設置します。

選定委員会の委員は、必要に応じて応募事業者からのヒアリングや応募事業者のバイオマス堆肥化施設(既設)の視察等を行います。選定委員会は、ヒアリング等の結果及び応募書類をもとに審査を行い、立地事業者の候補者を選定し、市長に報告するものとします。

市長は、選定委員会による選定結果の妥当性について総合的に勘案し、立地事業者を選定します。

## (2) 審査項目

選定委員会における審査項目は以下のとおりとします。応募書類作成の際は留意してください。

1. 施設建設計画	施設の配置、動線計画等 施設外観 処理方式等 災害対策
2. 運営計画	バイオマス資源の確保方法 堆肥の販売先 施設の運営体制 維持管理計画 処分料金の設定
3. 事業収支計画	事業期間中の事業収支 建設費等の資金調達
4. 環境対策	悪臭対策 粉じん対策 汚水対策 騒音対策 振動対策
5. 堆肥の品質	製造堆肥の計画品質
6. 循環型社会への貢献	二酸化炭素発生削減対策 その他循環型社会の実現に向けた取り組み
7. 地域への貢献	市内企業等を活用した事業計画 地域行事や自治会に積極的に参加する意思

## (3) 選定結果等

選定結果については、全ての応募事業者に通知します。また、選定された場合は、法人名等を宗像市公式ホームページに公表します。なお、選定されなかった事業者についても法人名を公表することがあります。

選定結果の通知後、選定された事業者は、その後の手続き等について宗像市と協議を行います。

## 10 立地事業者選定後の手続き等

### (1) 基本協定の締結

バイオマス堆肥化事業を実施する上で必要な事項等について、宗像市と立地事業者で協議の上、基本協定を締結します。なお、正当な理由なく締結に応じなかった場合は、立地事業者としての決定を取り消すものとします。

### (2) 土地使用貸借契約の締結

立地事業者が施設の稼働に必要な手続きを開始する日から、施設の運営を開始した後15年が経過する日まで、宗像市と立地事業者は土地使用貸借契約を締結します。

### (3) 施設建設・運営にかかる許可申請等の手続き

立地事業者は、関係法令等に基づき施設の建設・運営を行うために必要な許可申請等の手続きを行います。これらの手続きにかかる経費は、立地事業者が負担します。立地事業者の責任において、必要な手続きが行えなければ、施設の建設・運営ができません。

なお、立地事業者が許可申請等の手続きが行えないことにより、施設計画の変更・遅延・撤回等が生じたとしても、宗像市は立地事業者に対し補償を行うものではありません。

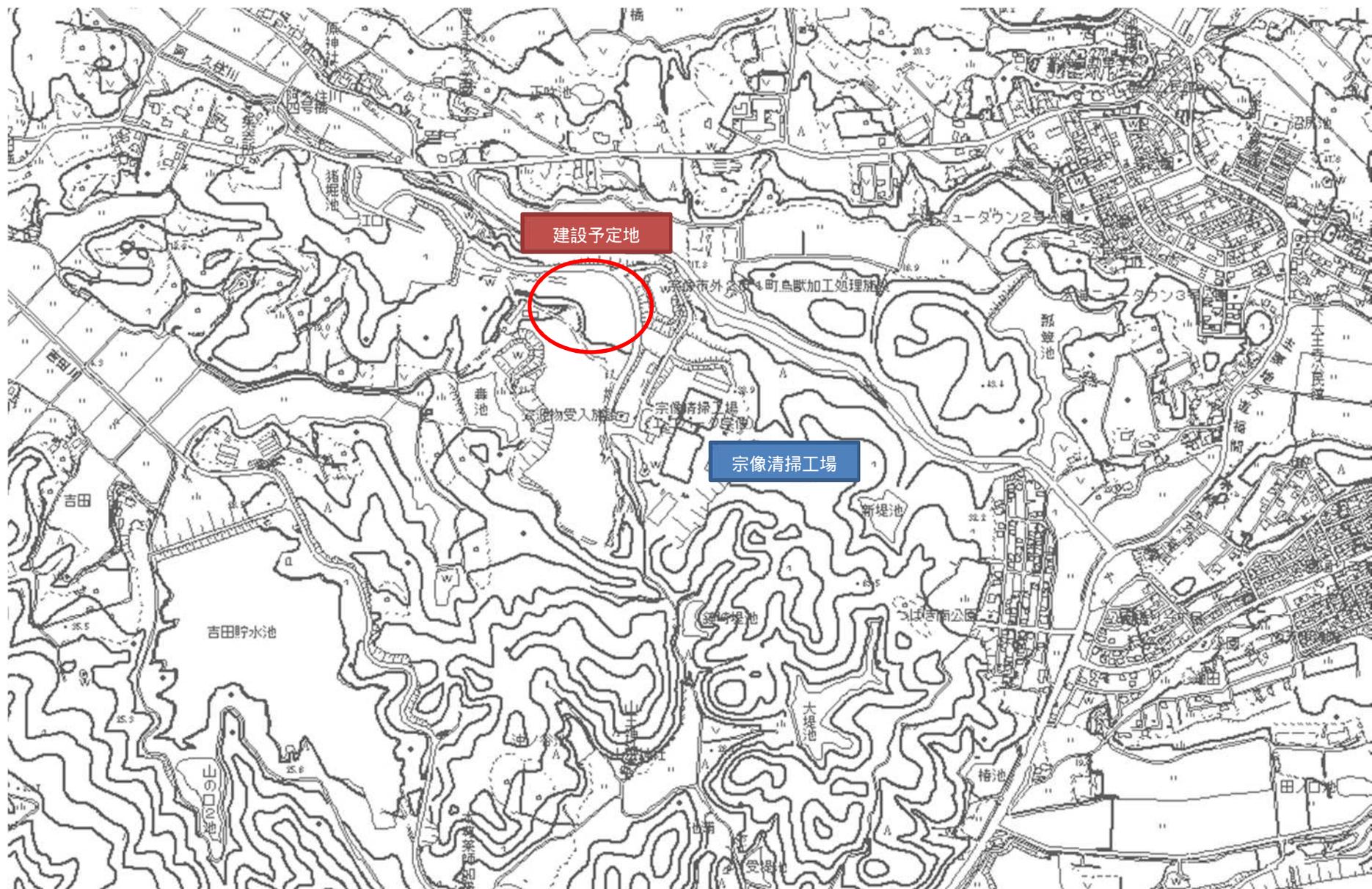
### (4) 施設周辺住民等との協議

立地事業者は、福岡県産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例に基づき、生活環境影響調査を実施し、その調査結果を施設周辺住民等に説明しなければなりません。施設設置にかかる環境の保全について住民同意が得られなければ、原則、建設の手続きを進めることはできません。

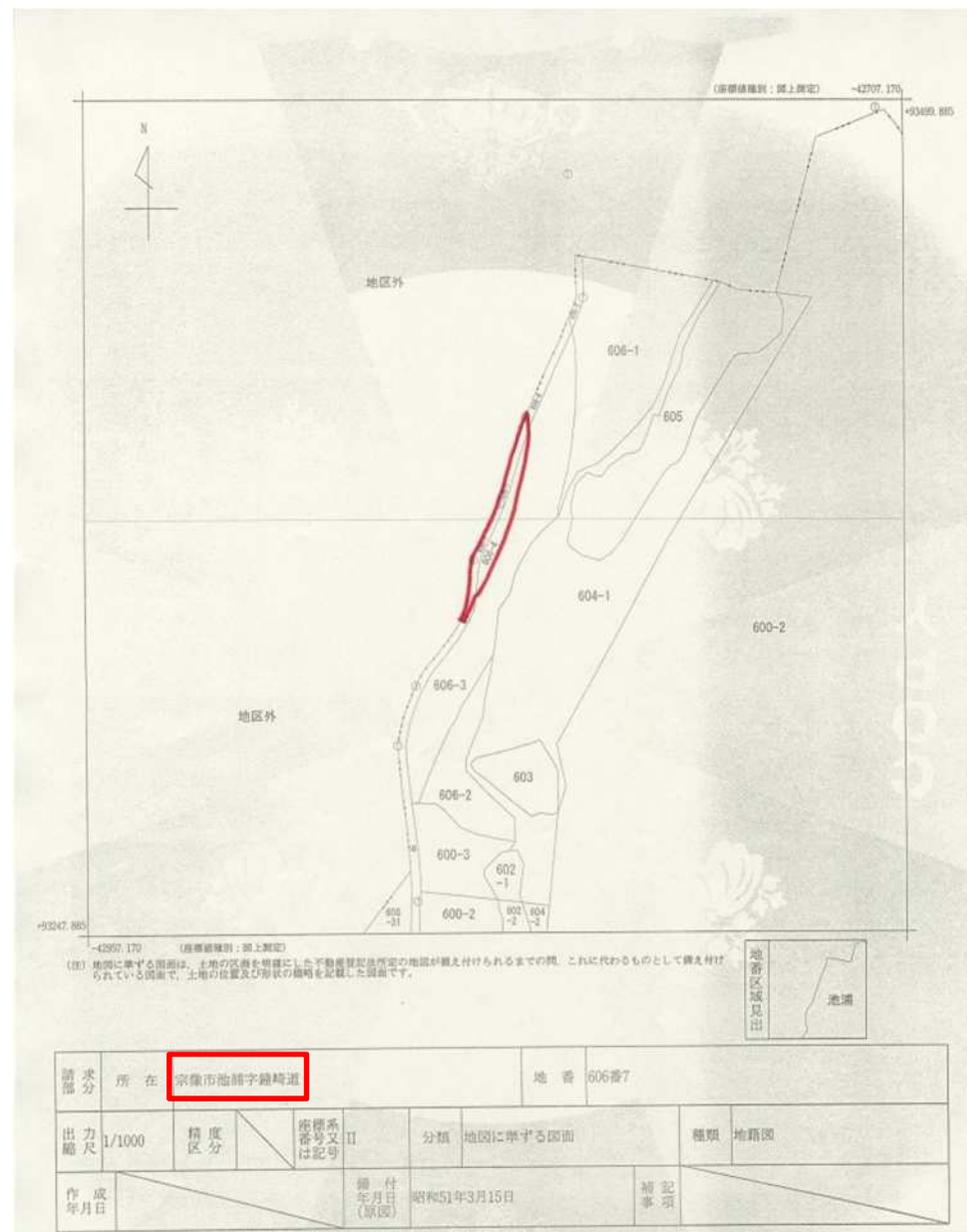
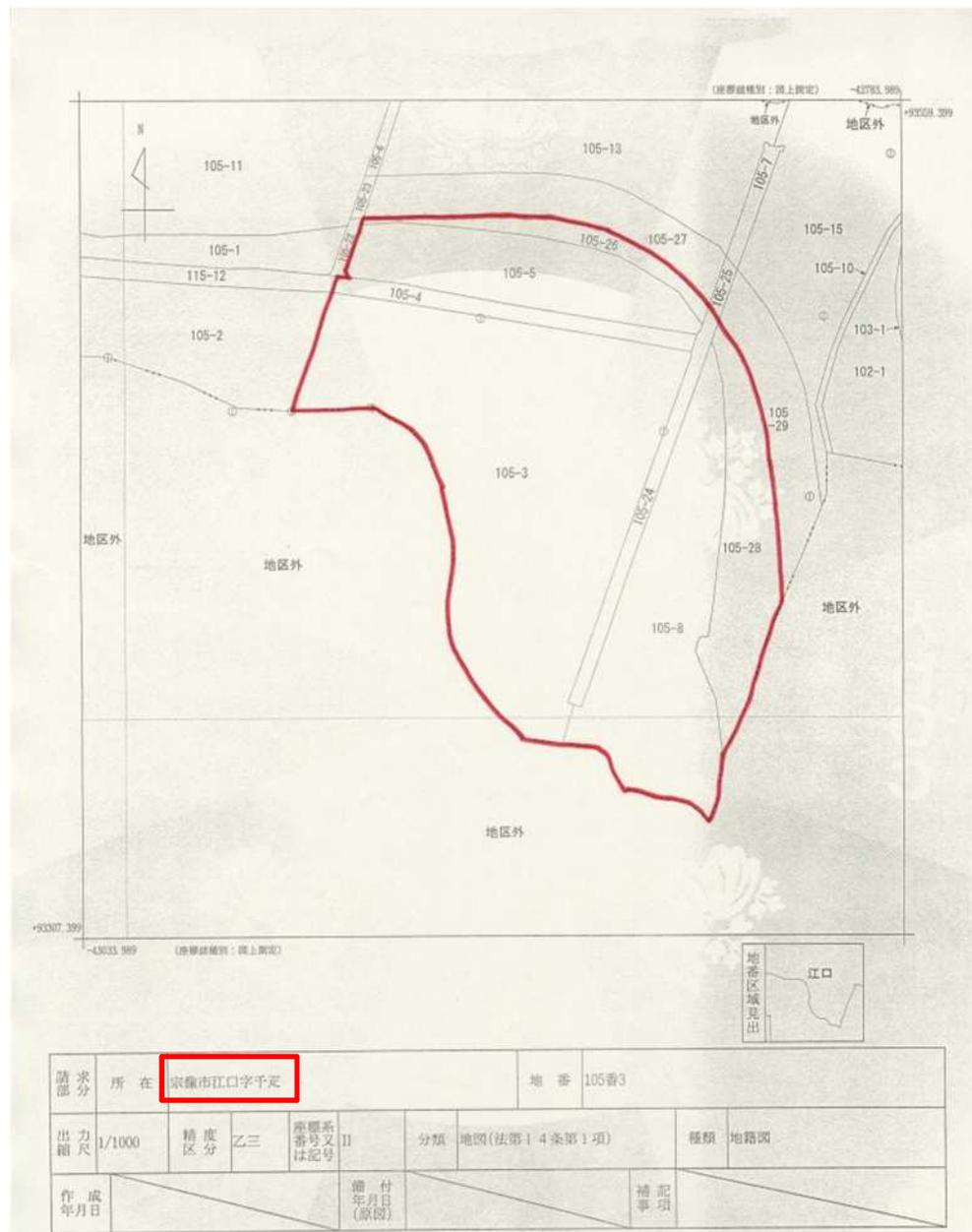
## 11 その他

立地事業者を選定した後、宗像市は「宗像市有財産の無償貸付に関する議案」及び「バイオマス事業用地造成にかかる債務負担行為の予算案」を議会に上程します。議会の賛成を得られた場合、宗像市と立地事業者は協定を締結しますが、これらの議案が議会で否決された場合は、協定を締結できません。なお、協定を締結しない場合においても、応募に要した経費等は応募事業者の負担となり、宗像市に対し請求することはできません。

資料1 位置図



資料2 地籍図



資料3 想定するバイオマス類の数量及び性状

1. 想定するバイオマスの品目と数量

表3-1 バイオマスの品目と数量（想定値）

品目	数量（t / 年）	排出元
下水汚泥	4,100	宗像終末処理場
食品廃棄物	630	市内事業者及び市内小中学校
剪定枝	1,000	造園業者及びシルバー人材センター
刈草	490	
合計	6,220	

バイオマスの数量は平成28年度に調査した結果から導いた想定値であり、この数量を市が担保するものではありません。

2. 想定するバイオマスの性状

(1) 下水汚泥

含水率

含水率は下表のとおり。3カ年の平均含水率は77.8%。

表3-2 下水汚泥（脱水）の含水率（過去3カ年）

	最小	最大	平均
平成26年度	77.0%	79.8%	78.4%
平成27年度	75.6%	79.3%	77.8%
平成28年度	74.0%	79.9%	77.3%
平均	75.5%	79.6%	77.8%

低位発熱量

低位発熱量は下表のとおり。

表3-3 下水汚泥（脱水）の低位発熱量（平成28年度）

	最低	最高	平均
平成28年度	2,970kJ/kg	3,510 kJ/kg	3,143 kJ/kg

成分

宗像終末処理場が2月ごとに行う含有量試験及び溶出試験の結果で基準値以上の重金属は検出されていない。

表3-4 宗像終末処理場下水汚泥（脱水）含有量試験結果（平成28年度）（単位 mg/kg）

項目	試料採水日						定量 下限値	最低	最高	平均
	4月6日	6月8日	8月3日	10月12日	12月7日	2月8日				
カドミニウム	0.4	0.5	0.5	0.5	0.8	0.2	0.1	0.2	0.8	0.5
砒素	5.4	8.9	8.8	7.8	9.2	7.8	0.1	5.4	9.2	8.0

総水銀	0.27	0.25	0.26	0.29	0.48	0.26	0.01	0.25	0.48	0.30
アルキル水銀	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01
銅	400	320	410	370	330	360	0.1	320	410	365
亜鉛	520	700	630	630	630	570	0.1	520	700	613

表 3-5 宗像終末処理場下水汚泥(脱水)溶出試験結果(平成 28 年度) (単位mg/L)

項目	試料採水日						定量 下限値	最低	最高	平均
	4月6日	6月8日	8月3日	10月12日	12月7日	2月8日				
カドミウム又はその化合物	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01
有機燐化合物	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1
鉛又はその化合物	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1
六価クロム化合物	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01
砒素又はその化合物	< 0.05	< 0.05	< 0.05	< 0.05	< 0.05	< 0.05	0.05	< 0.05	< 0.05	< 0.05
水銀又はその化合物	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005
アルキル水銀化合物	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005
PCB	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005
トリクロロエチレン	< 0.03	< 0.03	< 0.03	< 0.03	< 0.03	< 0.03	0.03	< 0.03	< 0.03	< 0.03
テトラクロロエチレン	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01
ジクロロメタン	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	0.02	0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02
四塩化炭素	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002
1,2-ジクロロエタン	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004
1,1-ジクロロエチレン	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02
シス-1,2-ジクロロエチレン	< 0.04	< 0.04	< 0.04	< 0.04	< 0.04	< 0.04	0.04	< 0.04	< 0.04	< 0.04
1,1,1-トリクロロエタン	< 0.3	< 0.3	< 0.3	< 0.3	< 0.3	< 0.3	0.3	< 0.3	< 0.3	< 0.3
1,1,2-トリクロロエタン	< 0.006	< 0.006	< 0.006	< 0.006	< 0.006	< 0.006	0.006	< 0.006	< 0.006	< 0.006
1,3-ジクロロプロペン	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002
チラウム	< 0.006	< 0.006	< 0.006	< 0.006	< 0.006	< 0.006	0.006	< 0.006	< 0.006	< 0.006
シマジン	< 0.003	< 0.003	< 0.003	< 0.003	< 0.003	< 0.003	0.003	< 0.003	< 0.003	< 0.003
チオベンカルブ	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02
ベンゼン	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01
セレン又はその化合物	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01
ふっ素及びその化合物	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.4	0.1	0.2	0.4	0.2
ほう素及びその化合物	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1
アンモニア・アンモニウム化合物・ 硝酸化合物・亜硝酸化合物 及び硝酸化合物	62	59	69	48	41	40	0.1	40	69	53
銅又はその化合物	0.02	0.05	0.09	0.05	0.05	0.11	0.01	0.02	0.11	0.06

亜鉛又はその化合物	0.22	0.24	0.20	0.17	0.12	0.19	0.01	0.12	0.24	0.19
-----------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------

(2) 食品廃棄物

食品製造業、スーパーなどの小売業から排出される食品廃棄物及び市内小中学校の給食残渣を想定。収集の際に必要な分別について、宗像市も積極的に指導を行う。

(3) 剪定枝、刈草

市内の造園業者から排出される剪定枝・刈草を想定。排出量は夏期が多く、冬期が少ない。

資料4 公害関係法令等の基準

1. 悪臭防止法等に係る基準

敷地境界線上において以下に示す悪臭物質濃度以下で、かつ臭気指数 10 以下とすること。

悪臭物質	規制基準
アンモニア	1ppm
メチルメルカプタン	0.002ppm
硫化水素	0.02ppm
硫化メチル	0.01ppm
二硫化メチル	0.009ppm
トリメチルアミン	0.005ppm
アセトアルデヒド	0.05ppm
プロピオンアルデヒド	0.05ppm
ノルマルブチルアルデヒド	0.009ppm
イソブチルアルデヒド	0.02ppm
イソバレルアルデヒド	0.009ppm
イソブタノール	0.003ppm
酢酸エチル	3ppm
メチルイソブチルケトン	1ppm
トルエン	10ppm
スチレン	0.4ppm
キシレン	1ppm
プロピオン酸	0.03ppm
ノルマル酸	0.001ppm
ノルマル吉草酸	0.0009ppm
イソ吉草酸	0.001ppm

## 2. 振動規制法に係る基準

特定施設を設置する事業場において発生する振動の敷地境界における許容限度

昼間（8時～19時）	夜間（19時～8時）
60dB 以下	55dB 以下

## 3. 騒音規制法に係る基準

特定施設を設置する事業場において発生する騒音の敷地境界における許容限度

朝（6時～8時）	昼間（8時～19時）	夕（19時～23時）	夜間（23時～6時）
50dB 以下	60dB 以下	50dB 以下	50dB 以下